

第23回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年10月27日(木) 午後1時30分から午後2時00分

2 開催場所 出雲崎町役場 会議室

3 出席委員

農業委員(5人)

会長	1番	内藤 仁
会長職務代理者	3番	森山 一郎
委員	2番	諸橋 清隆
	4番	佐藤 一也
	5番	岡田 美由紀

農地利用最適化推進委員(4人)

三輪 均
田中 秀和
五十嵐 信義
遠藤 文男

4 欠席委員

農地利用最適化推進委員 山田 裕

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 矢島 則幸

事務局主任 関本 浩揮

7 会議の概要

事務局 ただいまから第23回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 農業委員は全員出席しておりますので総会は成立しております。このまま総会を進行いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委

員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし) の声

議長 それでは、3番 森山委員、5番 岡田委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の関本主任を指名いたします。

議長 3番の諸般の報告は特段ありませんので議事に入りたいと思います。

議長 それでは議事に入ります。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より説明願います。

事務局 報告第1号について説明します。議案書1ページからご覧ください。
報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、1件の報告がございます。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 番号1については、中間管理事業により、別の耕作者に設定される予定であります。
説明は以上です。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長 特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 続きまして、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

事務局 議案第1号について説明します。議案書4ページからご覧ください。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、1件の申請がありました。

申請内容としましては、譲受人は現在、〇〇地内の実家に住んでいますが、手狭になったため、実家に近い地域で土地を探しておりました。当初、〇〇地内の第3種農地での申請を考えていましたが、話し合いが整わなかったことから、別の土地を探すことになりました。結果、当該申請地は〇〇地内と隣接しており、適地であることからこの土地を譲り受け、住宅を建築するものです。

また、当該申請地の2筆については、現在分筆登記の手続き中であります。申請予定地が耕作中の田んぼをまたいでいたことから、宅地に必要な部分だけを申請するため、分筆登記を行うものです。なお、許可となった場合には、令和3年4月1日農管第24号による新潟県通知に基づき、申請者から分筆登記後の登記簿謄本等の資料とともに追記願いを提出してもらい、分筆後の地番の土地が許可した農地等の部分と同一であると認めるときは、許可書の末尾にその旨を証明し、申請者に返送することになります。

判断基準から見た当該地番は農用地区域外であり、第2種農地の内の中山間地域に存在する小集団の生産性の低い「その他の農地」と判断できます。転用による隣接農地への影響も無いと考えられることから、許可相当に認められると思われれます。

説明は以上です。

議長 本案件につきまして、担当地区の委員は現地の状況等を補足説明がありましたら説明をお願いします。

五十嵐推進委員 10月12日（水曜日）に現地確認をしてまいりました。現地は議事資料の写真のとおりとなっておりました。先ほどの事務局の説明のとおり、転用による周辺農地や住環境への影響はないと思われれます。以上です。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

森山委員 先ほど事務局から説明のあった分筆に係る2筆の面積は分筆後の面積ですか。

事務局 分筆後の面積を記載しております。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）の声

議長 ご異議がないものと認め、議案第1号は原案のとおり許可いたします。

議長 続きまして、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事務局 議案第3号について説明します。議案書5ページからご覧ください。
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地

利用集積計画の決定について、2件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 以上、このたびの利用集積計画の案件となります。議案第2号のこれまでの計画内容について、全て農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件を満たしていると考えられます。

説明は以上です。審議をお願いします。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議長 ご異議がないものと認め、議案第2号は原案のとおり許可いたします。

議長 以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言あれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第23回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和4年10月27日

議長 (印)

議事録署名委員
3番 (印)

議事録署名委員
5番 (印)